

保証マンスリーは東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です。

保証マンスリー

保証マンスリー(バックナンバー含む)は、当協会ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>

2009
Vol.30
No.6



*Monthly Headline

～好評につき第2弾!!～

初めてマルホを担当される金融機関の方へ 「緊急保証制度」の申込み手続きにおけるポイント
特定社債保証(略称:私募債)をご利用ください

*金融機関のみなさまへ

「連帯保証人追加」の条件変更手続きでの留意点

*Information

専修大学大学院との共同公開講座開催決定!!受講者募集を行っています

～好評につき第2弾!!～ 初めてマルホを担当される金融機関の方へ

「緊急保証制度」の申込み手続きにおけるポイント

現在、多くの申込みをいただいている「緊急保証制度」ですが、今回、緊急保証制度に関してお問い合わせの多い事項や、緊急保証制度を利用して借換を希望する際に必要となる事業計画書（※）の記入方法についてご紹介します。

申込みの際に参考としてご活用ください。

なお、4月27日より「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」から「緊急保証制度」へ制度名が変更となり、据置期間が1年から2年に拡充されました。

※全国統一制度である「全国緊急」で申込みいただく場合に必要となります。

1. 緊急保証制度に関してお問い合わせの多い事項を紹介します

Q 1. 5号認定の手続きはどこで行われますか？

A. 法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は事業所所在地の区市町村窓口です。但し、営業実態のない場所で本店登記を行っている法人の場合、実態のある営業所（支店）の区市町村窓口で行っても差し支えありません。この場合、認定書の住所欄に「本店」と「実態のある営業所（支店）」を併記する必要があります。

Q 2. 緊急保証制度で都制度の「自律」や「小企」、一般制度の「しんぼ70」や「資金繰1～4」を回収して一本化の検討はできますか？

A. 検討できます。
但し、回収口は責任共有対象外の保証（100%保証）に限ります。
また、「しんぼ70」や「資金繰1～4」等の東京都制度・区市町制度融資以外の保証を借り換える場合には東京都制度【**経営緊急**】はご利用になれませんので、全国統一制度の【**全国緊急**】でお申込みください。
なお、【**全国緊急**】で既存の保証付き融資を借り換える場合には、協会所定の「事業計画書」の提出が必要となります。
（有担保保証を回収する場合は、有担保での申込みとなります。）

2. 事業計画書の記入ポイント

その1

- ①本申込みで借り換える保証付き融資の内容を記入します。
- ②本申込みによる借入増額分と増額分の月返済額（金利含む）を記入します。増額分がなく同額を借り換える場合には当欄の記入は不要です。
- ③本申込みによる借入希望金額および月返済額（金利含む）を記入します。①と②の合計金額となります。

その2

- 1. 新規借入を伴わない場合（同額借換）
⇒本申込みによる増額借入分がない場合に記入します。
- 2. 新規借入を伴う場合
⇒本申込みによる増額借入分がある場合に記入します。

その3

今後、計画的に取り組む事項を具体的に記入します。

別紙様式

東京信用保証協会 御中 平成 年 月 日

住所：
申込人： 印

事業計画書

1. 借入申込の内容

①融資対象既往借入金の状況

金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額(金利含)	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計		(A)	千円	(C)	千円
②増額借入希望額		(B)	千円	(D)	千円
③借入申込額 (①と②の合計)		(A+B)	千円	(E)	千円

②返済額(金利含) 年 月 日

2. 今回の借入による効果

1. 新規借入を伴わない場合（同額借換）
 (D)-(E) = 千円 …… (F) (=毎月の返済負担軽減効果)
 (F) × 12 = 千円 (=年間の返済負担軽減効果)

2. 新規借入を伴う場合
 (C)+(D) = 千円 …… (H) (=新規借入のみをした場合の毎月返済額)
 (H)-(E) = 千円 …… (I) (=毎月の返済負担軽減効果)
 (I) × 12 = 千円 (=年間の返済負担軽減効果)

3. 今後計画的に取り組む事項（次の項目の内該当するものを○で囲み、具体的に記載してください）

1. 売上・受注の増加を図る 2. 収益性の向上を図る 3. その他

4. 経営の実績及び見込み (単位：千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績	年 月 期				
今年度見込み	年 月 期				
翌年度見込み	年 月 期				

その4

前年度実績とは直近の決算書における実績のことです。今年度、翌年度は見込みを記入します。借入金返済額は保証付きの分だけでなく、借入金全体（プロパー貸付含む）の返済金額になります。

Q 1. 事業計画書の押印は実印を使用しますか？

A. 実印での押印となります。

Q 2. 事業計画書は協会所定の用紙でなくても取扱いできますか？

A. 協会所定の用紙でないと取扱いできません。協会所定の用紙を必ずご提出ください。

事業計画書は当協会ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

この件のお問い合わせは、本・支店保証課へお願いします。

特定社債保証（略称：私募債）をご利用ください

「特定社債保証」は中小企業の資金調達の多様化を図り、資本市場からの資金調達を円滑に進めることを目的としています。

今般、適債基準が改正されました。資金調達のひとつの手段としてご活用ください。

改正の概要は下表のとおりです

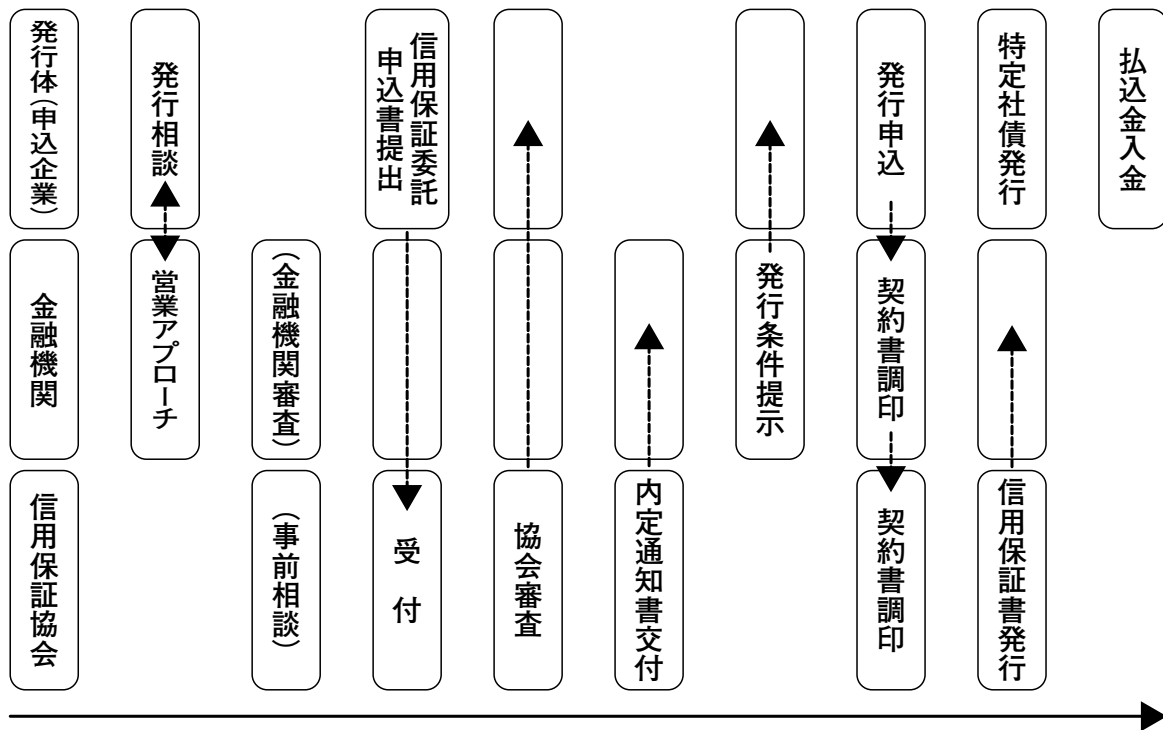
資格要件の改正	適債基準の「純資産額が1億円以上3億円未満」が「純資産額が5千万円以上3億円未満」に改正されました。
申込書式の改訂	当面の間、現行の書式をご使用ください。 ただし、「資格要件申告書」については、本改正により新基準を満たす場合、現行の書式を訂正のうえ使用することとなります（訂正印は不要です）。 なお、既存の基準を満たす場合は、訂正は不要です。

◆ 私募債ご利用のメリット ◆

- ① 連帯保証人が不要です
第三者の保証はもちろん、代表者の連帯保証も不要です。
- ② 低い料率の信用保証料が適用されます
一般保証（無担保）の「責任共有保証料率」0.45～1.90%に対して、特定社債保証（無担保）の場合には、0.40～1.28%と低く設定されています。
- ③ 長期の安定した資金調達が可能です
期間は2年～7年までの1年単位。
返済方法は満期一括償還または定時（分割）償還がありますので、長期の安定した資金を計画的に調達できます。

その他にも、ステータス向上効果など多数のメリットが期待できます。

特定社債発行のスケジュール



「特定社債保証」に関してお問い合わせの多い事項を紹介します

Q 1. 適債基準とは何ですか？

A. 経済産業省令で定める資格要件で、「特定社債保証」のご利用にあたって、最低限必要な財務基準のことです。

Q 2. 適債基準の算出において、（実態に合わせ）各勘定科目の数値を読み替えることは可能ですか？

A. 勘定科目の読み替えは出来ません。決算時に振り分けた各勘定科目の数値でそのまま算出します。

Q 3. 「特定社債保証」の審査にはどのくらいの時間がかかりますか？

A. 通常、当協会の審査（申込受付～内定通知まで）には2～3週間程度いただいております。

Q 4. 個人保証はないので個人情報の同意書は不要ですか？

A. 必要です。

保証人は不要ですが、保証審査の際に代表者の方の略歴など個人情報を取得することがあるため必要となります。

この件のお問い合わせは社債・制度保証課へお願いします。

業 務 概 況 (平成21年4月)

(単位:百万円、%)

	月 間				年 度 累 計			
	件 数	金 額	前 年 同 月 比		件 数	金 額	前 年 同 期 比	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保証申込	16,845	283,968	176.2	244.5	16,845	283,968	176.2	244.5
保証承諾	14,342	209,978	164.2	224.0	14,342	209,978	164.2	224.0
保証債務残高	534,551	5,281,821	98.1	123.0
代位弁済	1,774	18,155	134.1	157.0	1,774	18,155	134.1	157.0
回 収	1,522	78.0	1,522	78.0

ここがポイント!

～金融機関業態別保証承諾状況～

平成21年4月の保証承諾は、14,342件（前年同月比164.2%）、2,100億円（224.0%）となりました。金融機関業態別（主要5業態）で見ますと、下表の通り全ての業態で件数・金額共に前年同月に比べ増加しています。また、保証債務残高は都市銀行と第二地銀が件数・金額共に前年同月に比べ増加しています。

【保証承諾】

(単位:百万円、%)

	件 数	金 額	前 年 同 月 比	
			件 数	金 額
都市銀行	3,288	77,865	178.6	238.0
地方銀行	437	10,943	138.7	166.1
第二地銀	643	8,873	152.4	205.1
信用金庫	9,179	103,987	163.2	227.7
信用組合	734	6,911	150.4	182.1

【保証債務残高】

(単位:百万円、%)

	件 数	金 額	前 年 同 月 比	
			件 数	金 額
都市銀行	143,788	2,246,904	100.5	127.0
地方銀行	22,350	377,415	93.6	109.6
第二地銀	28,185	230,379	102.1	126.9
信用金庫	306,555	2,198,549	97.2	122.4
信用組合	29,304	172,327	98.5	117.8

金融機関のみなさまへ

「連帯保証人追加」の条件変更での留意点

代表者変更などに伴う「連帯保証人追加」の条件変更手続きにおいて、特に留意する点についてお知らせします。

【手続きの流れ】

- 条件変更申込書・依頼書を協会にご提出ください。
- ↓
- 協会は事務手続き後に、「連帯保証人加入証書」を金融機関に送付します。
- ↓
- 金融機関ご担当者は、お客さまから「連帯保証人加入証書」と「保証約定書」(※)を同時にお取りいただきます。
- ↓
- 「連帯保証人加入証書」は協会へご送付いただき、「保証約定書」は「金銭消費貸借証書等」とともに、金融機関にて保管してください。
- ↓
- 「連帯保証人加入証書」等を確認し、協会より「変更保証書」等を送付します。

前代表者の辞任、新代表者の就任が確認できる商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書（法人、新代表者個人）および、新代表者の「個人情報の取扱いに関する同意書」をご提出いただきます。

重要！

※「保証約定書」は、金融機関とお客さま（被保証人）との間で交わした「金銭消費貸借証書」等における保証人であることを確認するものです。
必ず、「連帯保証人加入証書」と同時にお客さまにご記入いただいでください。

この件についてのお問い合わせは、条件変更課（TEL03-3272-2273）までお願いします。

事業所一覧

●本店

〒104-8470 中央区八重洲2-6-17
TEL.03 (3272) 2251 (大代)

○保証部 (担当地区/千代田区・中央区・港区・島嶼)
TEL.03 (3272) 3151 FAX.03 (3272) 3155

○創業アシストプラザ (創業にかかる相談・保証)
TEL.03 (3272) 2279 FAX.03 (3272) 2508

(23区及び島嶼)

●池袋支店 (担当地区/豊島区・板橋区・練馬区)

〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 池袋三和東洋ビル7F
TEL.03 (3987) 5445(代) FAX.03 (3987) 7523

●五反田支店 (担当地区/品川区・目黒区)

〒141-0031 品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル4F
TEL.03 (3493) 4991(代) FAX.03 (3493) 4260

●錦糸町支店 (担当地区/墨田区・江東区・江戸川区)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F
TEL.03 (5608) 2011(代) FAX.03 (5608) 2320

●新宿支店 (担当地区/新宿区・中野区・杉並区)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル3F
TEL.03 (3344) 2251(代) FAX.03 (3344) 2390

●千住支店 (担当地区/足立区・荒川区)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2F
TEL.03 (3888) 7231(代) FAX.03 (3888) 7293

●上野支店 (担当地区/文京区・台東区・北区)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5F
TEL.03 (3847) 3171(代) FAX.03 (3847) 3191

●渋谷支店 (担当地区/渋谷区・世田谷区)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5F
TEL.03 (5468) 0135(代) FAX.03 (5468) 1037

●葛飾支店 (担当地区/葛飾区)

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5
東京都城東地域中小企業振興センター3F

TEL.03 (5680) 0801(代) FAX.03 (5680) 0807

●大田支店 (担当地区/大田区)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域中小企業振興センター3F
TEL.03 (5710) 3610(代) FAX.03 (5710) 3091

●立川支店

(担当地区/八王子支店担当以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5F
TEL.042 (525)6621(代) FAX.042 (525) 8712

○創業アシストプラザ多摩分室

(創業にかかる相談・保証)
TEL.042 (525) 3101 FAX.042 (525) 3381

(多摩地区)

●八王子支店

(担当地区/八王子市・日野市・町田市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエアビル3F

TEL.042 (646) 2511(代) FAX.042 (646) 1970

保証の申込・ご相談

申込の手續や提出書類等について知りたい
金融相談窓口を利用したい
保証制度について知りたい
保証料率等のご照会

保証部保証課 (本店2階) 03-3272-3151
支店保証課 (事業所一覧参照)

*お客様の利便性を考慮し、担当地区制をとっています。
法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。
また、都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

創業の申込・ご相談

創業に関する相談をしたい
創業アシストプラザ (本店7階)
03-3272-2279
創業アシストプラザ 多摩分室
042-525-3101

保証条件変更手続きについて

返済額や保証期間の変更をしたい
代表者を変更したので連帯保証人を変更したい
保証条件担保の変更をしたい

条件変更部条件変更課 (本店5階)
03-3272-2273

社債保証について

特定社債保証制度の
申込手續きについて知りたい

社債・制度保証課 (本店2階)
03-3272-3083

延滞、その他事故が発生したとき

事故報告の手續きについて知りたい
管理統括課 (本店4階)
03-3272-2259

信用保証料について

信用保証料の計算方法、納付手續き、
返戻等について知りたい

経理課 (本店5階)
03-3272-3003

代位弁済について

債権保全に関すること等、事前協議をしたい
代位弁済請求の手續きについて知りたい
債権書類の引渡し等について

代位弁済課 (本店4階)
03-3272-2272

*本誌に対するご意見、ご希望がございましたら、企画部広報課 (03-3272-3089) までお寄せください。
●発行所/東京都中央区八重洲2-6-17 東京信用保証協会 平成21年6月1日発行 (毎月1回1日発行)

Information

専修大学大学院との共同公開講座開催決定!! 受講者募集を行っています

当協会では産学連携の取組みの一環として平成19年12月から共同公開講座を行っております。受講者の方々から好評をいただき今回、第4回共同公開講座を開催することとなりました。

皆さまのご参加をお待ちしております。

開催概要

〈日程〉 平成21年7月11日（土）13：00～17：00

〈会場〉 専修大学 神田校舎 7号館731教室
（千代田区神田神保町3-8）

〈テーマ〉 「中小企業のリスクマネジメント」

〈プログラム〉 13：00～13：15 主催者挨拶



前回の講義風景

13：15～14：25 講演会 第1部 「**経営者の落とし穴**」
講師：専修大学大学院商学研究科 研究科長・教授 上田 和勇氏

14：40～15：50 講演会 第2部 「**成長のリスクとチャンス**」
講師：米国公認会計士 高野国際会計事務所 高野 仁一氏

16：00～17：00 パネルディスカッション「**中小企業のリスクマネジメント**」
コーディネーター：専修大学大学院商学研究科 研究科長・教授 上田 和勇氏
パネラー：専修大学商学部 教授 伊藤 和憲氏
：米国公認会計士 高野国際会計事務所 高野 仁一氏
：株式会社モバイルコンピューティングテクノロジーズ
代表取締役 横山 裕昭氏

募集要項等

- 定員 100名（定員に達し次第締め切らせていただきます）
- 参加費 無料
- 申込方法 所定の申込用紙（当協会ホームページに掲載しております）に必要事項をご記入の上、事務局までお送りください
- 事務局 東京信用保証協会 企画部広報課 共同公開講座事務局
TEL 03-3272-3089 / FAX 03-3272-3095